

## 「令和7年度えひめ人口減少対策総合交付金 市町独自提案制度 募集案内」

## 1. 事業概要

県と市町の連携により総合的な人口減少対策の取組みを推進するえひめ人口減少対策総合交付金において、地域の人口減少に関する課題を解決するため市町自らの創意工夫により行う取組みを支援するもの。市町からの提案を受け、県において審査のうえ、出生数の増加や若年層の転出超過の解消、子育て支援の充実といった人口減少対策に資する事業の実施について必要な費用を補助する。

なお、高い効果が認められたものについては、えひめ人口減少対策総合交付金においてメニュー化し、県内全域での横展開を図る。

## 2. 補助事業者

市町（複数市町による共同事業も対象とする）

## 3. 補助事業内容

人口減少対策に資する事業で次の3種類のいずれかにあてはまり、かつ県の審査会で採択されたもの。

- ① **ソフト・ハード混合型**＝ソフト事業の効果を高めるための必要不可欠なハード事業も含めた取組み
- ② **市町連携型**＝複数市町が連携して効果を高める取組み
- ③ **地域資源活用型**＝地元企業と連携した事業のほか、観光資源や伝統文化等の地域資源を広く活用して実施する取組み

## 4. 補助額と補助率、補助対象経費

**1事業あたりの補助上限額**＝5,000 千円

**補助率**＝2/3

**補助対象経費**＝採択した事業の実施にあたり市町が負担する次の経費

報償費、広告費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、委託料、交通費、その他事業の実施に必要な経費のうち知事が必要かつ相当と認めるもの

※ソフト・ハード混合型については、上記に加え、次の経費も対象とする。

工事費及び施設改修費、資材費、その他ハード整備に必要な費用のうち知事が必要かつ相当と認めるもの

## 5. 応募方法

提案する市町は、事業計画書（様式第1号）と事業経費一覧表（様式第2号）を県に提出する。同一の市町から複数の提案を行う場合は、提案毎に事業計画書、事業経費一覧表を提出し、事業計画書の優先順位欄に番号を記載することとする。

市町連携型の提案については、事業計画書、事業経費一覧表は共同事業に参加する市町が同一のものをそれぞれ提出する。

## 6. 審査方法

提出された事業計画書、事業経費一覧表によって、県少子化対策・女性活躍統括部長が指名する庁内審査員と外部有識者による審査を実施する。その際、対面又はオンラインで質疑応答を行うとともに、資料の追加提出を求めることがある。

## 7. 審査項目

別紙に示す項目により審査する。

#### 8. 審査結果の通知

審査結果については、採択の可否にかかわらず、事業計画書に記載のある担当者宛に電子メールにて通知する。

#### 9. 採択事業の公表

採択事業については、愛媛県の令和7年度当初予算発表に合わせて公表する。市町が令和7年度当初予算発表時に、県に先んじて採択事業を公表してもかまわないが、必ず「えひめ人口減少対策総合交付金 市町独自提案制度」の採択事業であることを資料等に記載することとする。また、効果が認められた提案をメニュー化するという本制度の趣旨に則り、事業の進捗や結果については広く県内市町に共有することとし、必要に応じて市町と協議の上、県から公表する場合がある。

#### 10. 交付金の申請と事業報告

採択後の事業計画の提出、交付申請、実績報告等は事業を実施する市町がえひめ人口減少対策総合交付金の通常メニューと一括して行う。

#### 11. 注意事項

- ・本制度は令和7年度当初予算の成立を前提に募集・審査を行うものであり、今後の予算成立状況によっては、内容の変更、規模の縮小等が生じる場合がある。
- ・市町の予算成立前に審査会を行うため、提案に予算の裏付けは必要ないものとし、市町の予算成立をもって正式に採択事業として決定する。市町は予算成立状況によって、当該提案事業の実施が困難になった場合は速やかに県に報告する。